

## 和歌山県県土整備部工事成績評定要領

[沿革]平成15年 4月1日(制定)

平成17年 7月1日(一部改正)

平成19年 4月1日(一部改正)

平成21年 4月1日(一部改正)

平成22年 4月1日(一部改正)

平成22年 7月1日(一部改正)

平成23年 4月1日(一部改正)

平成24年11月1日(一部改正)

### (目的)

第1 この要領は、和歌山県県土整備部の所掌する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な評価及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的とする。

### (評定の対象)

第2 評定は、県土整備部が発注する全ての請負工事(建築・設備工事及び農林水産部が検査を実施する工事を除く。)について行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は評定の対象外とする。

(1)災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事

(2)単価契約による工事

### (評定者)

第3 工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、和歌山県工事検査規程(平成14年和歌山県訓令第21号)第8条に定める検査職員並びに和歌山県建設工事事務規程(昭和49年和歌山県訓令第16号)第10条に定める監督員及び担当班長(ただし振興局建設部にあっては、担当課長等)(以下「担当課長等」という。)とするものとする。

### (評定の方法)

第4 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

3 監督員及び担当課長等は、工事完成後及び和歌山県建設工事事務規程第7条に定める指定部分に係る工事の完成後に、監督により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

4 検査職員は、和歌山県工事検査規程第3条に定める完成検査、中間検査及び指定部分に係る工事の完成検査(以下「一部完成検査」という。)の完了後に、検査により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

### (評定様式)

第5 評定は、別紙1「工事成績評定表」によって行うものとする。

2 評定表の採点は、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表1で示される「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」(以下「考査項目別運用表」という。)によって採点するものとする。

3 契約金額が1,500万円未満の工事については、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表2で示される考査項目運用表によって採点するものとする。

### (評定の結果の提出)

第6 検査職員は、評定を行ったときは、評定の結果を第5に定める評定様式により遅滞なく発注機関の長に提出するものとする。

### (評定の結果の通知)

第7 評定の結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領(平成15年4月1日施行)により行うものとする。

別表1

考査項目		工種	監督員	担当 課長等	検査職員			
項目	細別							
1 施工体制	I 施工体制一般		別紙 4①	-	-			
	II 配置技術者		別紙 4①	-	-			
2 施工状況	I 施工管理		別紙 4②	-	別紙 6①			
	II 工程管理		別紙 4②	別紙 5①	-			
	III 安全対策		別紙 4③	別紙 5①	-			
	IV 対外関係		別紙 4③	-	-			
出来形及 3 び出来ば え	I 出来形		別紙 4④	-	別紙 6②			
	II 品質	コンクリート構造物工事	別紙 4④	-	別紙 6③			
		土工事			別紙 6③			
		護岸・根固・水制工事			別紙 6④			
		鋼橋工事			別紙 6④			
		砂防構造物工事及び地すべり防止工事			別紙 6⑤			
		舗装工事			別紙 6⑥			
		海岸工事			別紙 6⑥			
		法面工事			別紙 6⑦			
		基礎工工事			別紙 6⑧			
		コンクリート橋工事			別紙 6⑧			
		塗装工事			別紙 6⑨			
		トンネル工事			別紙 6⑨			
		植栽工事			別紙 6⑩			
		防護柵・標識・区画線等設置工事			別紙 6⑩			
		下水道工事			別紙 6⑪			
		維持修繕工事			別紙 6⑫			
		上記以外の工事又は合併工事			別紙 6⑫			
		III 出来ばえ			コンクリート構造物・砂防構造物工事・海岸工事・トンネル 工事	-	-	別紙 6⑬
					土工事(盛土・築堤工事等)			
切土工事								
護岸・根固・水制工事								
鋼橋工事								
地すべり防止工事								
舗装工事								
法面工事								
基礎工工事								
コンクリート橋工事								
塗装工事(工場塗装を除く)								
植栽工事								
防護柵工事								
標識工事								
区画線工事								
維持修繕工事								
下水道工事								
上記以外の工事又は合併工事								

審査項目		工種	監督員	担当 課長等	検査職員
項目	細別				
4高度技術	I 高度技術力		別紙 4⑤	-	-
5創意工夫	I 創意工夫		別紙 4⑥	-	-
6 県産品、 県認定リサ イクル製品			別紙 4⑦	-	-
7社会性等	I 地域への貢献度		-	別紙 5①	-
9法令遵守等			-	別紙 5②	-

別表2(契約金額が1,500万円未満の場合)

審査項目		工種	監督員	担当 課長等	検査職員
項目	細別				
1 施工体制	I 施工体制一般		別紙 9	-	-
	II 配置技術者		別紙 9	-	-
2 施工状況	I 施工管理		別紙 9	-	別紙 10
	II 工程管理		別紙 9	別紙 10	-
	III 安全対策		別紙 9	別紙 10	-
	IV 対外関係		別紙 9	-	-
3 出来形及 び出来ば え	I 出来形		別紙 9	-	別紙 10
	II 品質		別紙 9	-	別紙 10
	III 出来ばえ		-	-	別紙 10
4 高度技術 (採点対象外)	I 高度技術力		-	-	-
5 創意工夫 (採点対象外)	I 創意工夫		-	-	-
6 県産品、 県認定 リサイクル 製品			別紙 4⑦	-	-
7社会性等	I 地域への貢献度		-	別紙 10	-
9法令遵守 等			-	別紙 5②	-

工 事 成 績 評 定 表					
		平成	年	月	日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">           振興局名            事務所名            課名         </div>		部名		課名	
		課名		課名	
		課名		課名	
1.完成検査		2. 中間検査		第 回	
				3. 一部完成検査	
工事名		平成 年 第 号-			
		工事			
契 約 金 額		当初:		円	
		最終:		円	
工 期		自:平成 年 月 日		自:平成 年 月 日	
		至:平成 年 月 日		至:平成 年 月 日	
完 成 年 月 日		平成 年 月 日			
完 成 検 査 年 月 日		平成 年 月 日			
中 間 検 査 年 月 日		第1回:平成 年 月 日		第2回:平成 年 月 日	
請 負 者 住 所 氏 名					
現 場 代 理 人 氏 名					
主 任 技 術 者 氏 名					
監 理 技 術 者 氏 名					
監 督 員 所 属 ・ 氏 名		印			
担 当 課 長 等 所 属 ・ 氏 名		印			
完 成 検 査 検 査 職 員 所 属 ・ 氏 名		印			
中 間 検 査 検 査 職 員 所 属 ・ 氏 名		印			
① 監 督 員 評 定 点		点			
② 担 当 課 長 等 評 定 点		点			
③ 中 間 検 査 検 査 職 員 評 定 点		点			
④ 完 成 検 査 検 査 職 員 評 定 点		点			
⑤ 法 令 遵 守 等		点			
⑥ 評 定 点 合 計		点			
<p>注1)中間検査があった場合  <math>(① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ③ \times 0.2 + ④ \times 0.2) - ⑤ = \text{評定点合計}(⑥)</math>            中間検査がなかった場合  <math>(① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ④ \times 0.4) - ⑤ = \text{評定点合計}(⑥)</math></p> <p>2)中間検査があわせて2回以上あった場合、③の評定点は中間検査評定点の平均値を記入する。            3)一部完成の場合は、担当課長等、監督員及び検査職員が各評定を行い、完成の際に完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。            4)評定点合計は、四捨五入により整数とする。            5)法令遵守等は、担当課長等が記入する。</p>					

## 別紙2

## 工事成績採点表〔完成、一部完成、中間〕

工 事 名	平成 年度 第 号-					契約金額(当初)					契約金額(最終)										
	工事					円					円										
請 負 者 名						工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					完成年月日	平成 年 月 日								
考查項目		① 監督員					② 担当課長等					③ 検査職員(中間)					④ 検査職員(完成・一部完成)				
項目	細別	氏名					氏名					氏名					氏名				
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般		+1.5	+0.0	-5.0	-10.0															
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	+0.0	-5.0	-10.0															
2 施工状況	I 施工管理		+1.5	+0.0	-5.0	-10.0						+5.0	+2.5	+0.0	-7.5	-15.0	+5.0	+2.5	+0.0	-7.5	-15.0
	II 工程管理	+1.0	+0.5	+0.0	-5.0	-10.0	+10.0	+5.0	+0.0	-7.5	-15.0										
	III 安全対策	+2.0	+1.0	+0.0	-5.0	-10.0	+15.0	+7.5	+0.0	-7.5	-15.0										
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	+0.0	-2.5	-5.0															
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	+2.0	+1.0	+0.0	-2.5	-5.0						+10.0	+5.0	+0.0	-10.0	-20.0	+10.0	+5.0	+0.0	-10.0	-20.0
	II 品質	+2.0	+1.0	+0.0	-2.5	-5.0						+15.0	+7.5	+0.0	-12.5	-25.0	+15.0	+7.5	+0.0	-12.5	-25.0
	III 出来ばえ											+5.0	+2.5	+0.0	-5.0		+5.0	+2.5	+0.0	-5.0	
4 高度技術	I 高度技術力※2	+	( 9)	+0.0																	
5 創意工夫	I 創意工夫※2	+	( 5)	+0.0																	
6 県産品、県認定リサイクル製品※3		+	( 6)	+0.0																	
7 社会性	I 地域への貢献度※3						+10.0	+5.0	+0.0												
加減点合計 (1+2+3+4+5+6+7)		± 点					± 点					± 点					± 点				
評定点(65±加減点合計)※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点				
8 評定点計		○ 中間検査があった場合:① ×0.4+② ×0.2+③ ×0.2+④ ×0.2=評価点計: 点 但し、③中間検査が2回以上の場合は平均値 ○ 中間検査がなかった場合:① ×0.4+② ×0.2+④ ×0.4=評価点計:																			
9 法令遵守等 ※3・※5							- 点														
10 評定点合計 ※6		点 ○7.評定点計( 点)-8.法令遵守点( 点)= 点																			
所見※4		[監督員]					[担当課長等]					[検査職員]									

※1 1～3の評定(65点±加減点合計)+4～6の評定(加点合計)

※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、監督員が行うものとする。

※3 県産品、県認定リサイクル製品及び社会性等の評価では地域への貢献の観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※4 所見は必ず記入する。

※5 法令遵守等の評価は担当課長等が行う。

※6 評定点合計は、四捨五入による整数とする。

## 別紙3

## 細目別評定点採点表

項目	細別	①監督員	②担当課長等	③検査職員(中間)	④検査職員(完成・一部完成)	細目別評定点
1.施工体制	I. 施工体制一般	( )×0.4+2.6= 点	-	-	-	3.2点
	II. 配置技術者	( )×0.4+2.6= 点	-	-	-	3.8点
2.施工状況	I. 施工管理	( )×0.4+2.6= 点	-	( )×0.4+6.5= 点	( )×0.4+6.5= 点	11.7点
	II. 工程管理	( )×0.4+2.6= 点	( )×0.2+4.3= 点	-	-	9.3点
	III. 安全対策	( )×0.4+2.6= 点	( )×0.2+4.3= 点	-	-	10.7点
	IV. 対外関係	( )×0.4+2.6= 点	-	-	-	3.4点
3.出来形及び出来ばえ	I. 出来形	( )×0.4+2.6= 点	-	( )×0.4+6.5= 点	( )×0.4+6.5= 点	13.9点
	II. 品質	( )×0.4+2.6= 点	-	( )×0.4+6.5= 点	( )×0.4+6.5= 点	15.9点
	III. 出来映え	-	-	( )×0.4+6.5= 点	( )×0.4+6.5= 点	8.5点
4.高度技術	I. 高度技術力	( )×0.4+1.73= 点	-	-	-	5.33点
5.創意工夫	I. 創意工夫	( )×0.4+1.73= 点	-	-	-	3.73点
6.県産品、県認定リサイクル製品		( )×0.4+1.73= 点				4.13点
7.社会性等	I. 地域への貢献等	-	( )×0.2+4.4= 点	-	-	6.4点
8.法令遵守等		-	( )×1.0= 点	-	-	
評定点合計						100点

※ 中間検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点 (中間検査が2回以上の場合は③を平均する)

中間検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 評定点合計は四捨五入によりし少数点第2位以下切捨てとすること。なお、通知時はさらに四捨五入により小数点以下を切捨て整数とし、通知すること。

審査項目	細 別	b		c	d	e	
		施工体制が適切である 「評価項目」		他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	<input type="checkbox"/> 作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体系図で確認できる。		解 説		「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。	
		<input type="checkbox"/> 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。		原則として当初請負代金額500万円以上の工事で、契約時の登録申請をしている工事は加点■し、登録の必要があるのにされていない場合は空白口とする。500万円未満の工事は評価項目対象欄を空白口にする。なお、変更登録も対象として適切に評価する。			
		<input type="checkbox"/> 品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。		品質を証明する資料で、品質証明の時期・確認項目が全て確認できる場合は加点■する。品質証明の必要がない工事は、評価項目対象欄を空白口にする。		【解説】	
		<input type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われている。		下請けが他の退職制度に加入しているなど証紙の購入が不要な現場に対して、「証紙購入不要」の報告を受けた場合は評価項目対象欄を空白口にする。		・「文書により改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。	
		<input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が整備され施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。		下請金額総額3000万円以上の工事及び低入札工事など作成を指示した工事等、施工体制台帳及び施工体系図の作成の必要がある工事について、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、現場に施工体制台帳を備え付けており、且つ施工体系図が掲げてあり内容が現場と一致している工事は加点■する。下請金額総額3000万円未満の工事で、作成を指示していない工事は評価項目対象欄を空白口にする。それ以外は加点欄を空白口とする。		※上記に該当すれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。	
		<input type="checkbox"/> 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。		過剰または、過少な人員・機械配置での施工が見られた場合のみ空白口とし、それ以外の場合は加点■として扱う。			
		<input type="checkbox"/> 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。		施工プロセスのチェックリスト(別紙-8①、②)を必ず添付する。			
		<input type="checkbox"/> その他理由		※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。			
		該当項目が80%程度以上…… b		① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。			
		該当項目が60%～80%程度…… c		② 評価値(%)=( )評価数/( )対象評価項目数			
該当項目が60%程度以下…… d		③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					
※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。							

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
		技術者が適切に配置されている 「評価項目」	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である	
1. 施工体制	II. 配置技術者 (現場代理人等)	<input type="checkbox"/> 現場代理人として、工事全体の把握ができています。		解 説		「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 専門技術者が配置されていない。	
		<input type="checkbox"/> 現場代理人として、監督員との連絡調整を画面で行っている。		監督員との打合せ、連絡調整、段階確認等の対応において、責任ある受け答えが出来ていれば加点■する。			
		<input type="checkbox"/> 書類整理、資料整理が適切に処理されている。		工事打合せ簿、その他の連絡調整が画面で行われていれば加点■し、なければ空白口とする。			
		<input type="checkbox"/> 施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。		見やすく、美しく整理されているかどうか。			
		<input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を進めている。		画面(打合せ簿、施工計画書、施工図等)による創意工夫、提案があり、指定様式により報告していれば加点■し、なければ評価項目対象欄を空白口にする。減点(■口)はしないものとする。		【解説】	
		<input type="checkbox"/> 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。		理解度が極端に悪い場合のみ空白口とし、普通の理解力であれば加点■する。		・「文書により改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。	
		<input type="checkbox"/> 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。		相違があり適切に対応していれば加点■する。適切な処理がなされなかった事により手戻りが生じた場合のみ空白口とし、それ以外のときは全て評価項目対象欄を空白口にする。相違がない場合でも、照査を実施していることを確認できれば、加点■する。		※原則として上記に1項目でも該当すれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	
		<input type="checkbox"/> 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。		苦情、手戻り等があった場合のみ空白口とし、それ以外は加点■する。		※上記に2項目とも該当すれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。	
		<input type="checkbox"/> 主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。		下請の有無にかかわらず、日々施工状況を把握しているか確認出来れば加点■する。			
		<input type="checkbox"/> 作業主任者を選任し配置している。		手戻り、手直しがあれば空白口とし、現場が良くて技術者が優秀な場合は加点■する。			
<input type="checkbox"/> 専門技術者を専任し、配置している。		作業主任者を配置しなければならない現場で、施工計画書の安全管理にかかる項に記載されており、作業箇所には作業主任者の標識が掲示され、又作業主任者本人に資格者証の提示を求め、確認できれば加点■とし、配置を要しない現場の場合は、評価項目対象欄を空白口にする。(安衛法第14条及び第61条関係 ※例、足場の組立等、型枠支保工の組立等、地山の掘削、土留め支保工などの作業主任者)					
<input type="checkbox"/> 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。		土木一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工しようとするときは、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者または監理技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることが出来る。専任が必要な工事で、専任届等が提出され、現場で確認できれば加点■とし、配置を要しない現場の場合は、評価項目対象欄を空白口にする。(建設業法第26条の2関係)					
<input type="checkbox"/> その他理由		施工プロセスのチェックリスト(別紙-8②)を必ず添付する。					
<input type="checkbox"/> その他理由		※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。					
該当項目が90%程度以上…… a		① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。					
該当項目が80%～90%程度…… b		② 評価値(%)=( )評価数/( )対象評価項目数					
該当項目が60%～80%程度…… c							
該当項目が60%程度以下…… d							
※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。							

審査項目	細 別	b		c	d	e	
		施工管理が適切である		他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である		施工管理が不備である
		「評価項目」		解 説		「減点評価項目」	
2. 施工状況	I. 施工管理	<input type="checkbox"/>	設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っている。	照査結果について、相違がある場合に照査報告書、施工計画書、工事打合せ簿等による相違箇所の報告もないままに施工を行っている場合のみ空白口とし、照査結果の報告があった場合は加点点とする。それ以外は評価項目対象欄を空白口とする。		<input type="checkbox"/>	設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。
		<input type="checkbox"/>	施工計画書と現場施工方法が一致している。	施工計画書と現場施工方法が一致している場合、または当初の施工計画書に対して変更があった場合でも施工の前に、重大な変更は施工計画書の見直し、軽微な変更は打合せ簿等により処理されていれば加点点とし、なされていなければ空白口とする。施工方法の記載が不十分な場合も空白口とする。		<input type="checkbox"/>	施工計画書が工事着手前に提出されていない。
		<input type="checkbox"/>	施工計画書と現場の施工体制等が一致している。	施工計画書と組織実態が一致していれば加点点とし、一致していない場合は空白口とする。		<input type="checkbox"/>	定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。
		<input type="checkbox"/>	施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものである。	設計図書の内容及び現場条件を反映したものである場合は加点点とし、反映されていない場合は空白口とする。		<input type="checkbox"/>	契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。
		<input type="checkbox"/>	工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている。	施工計画書の材料についての記載のとおり調達・管理を行っている場合は加点点とし、材料の調達が必要ない場合は評価項目対象欄を空白口にする。それ以外は加点点欄を空白口とする。			
		<input type="checkbox"/>	品質確保のための対策が見られる。	施工計画の品質管理項目で品質確保のための特別な対策、独自の工夫等が明記されており、指定様式により報告している場合について加点点とし、特別な対策や独自の工夫がない場合は評価項目対象欄を空白口とする。			
		<input type="checkbox"/>	日常の出来形管理が適時、的確に行われている。	出来形管理表(出来形管理基準及び規格値等)及び写真管理項目(出来形管理写真等)に基づき管理され、且つ主たる工種について出来形のばらつきを管理(別紙7参照)をしていれば加点点とする。			
		<input type="checkbox"/>	日常の品質管理が適時、的確に行われている。	品質管理表(試験区分、試験項目、試験方法、試験基準等)及び写真管理項目(撮影項目、撮影時間)に基づき管理され、且つ主たる工種について品質のばらつきを管理図等(別紙7参照)を作成していれば加点点とする。(打点数が少なくばらつきが管理出来ない場合等は管理図等の作成は不要)			【解説】
		<input type="checkbox"/>	現場内での整理整頓が日常的になされている。	現場内の整理整頓の状態を常に観察し判断する。			「文書により改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。
		<input type="checkbox"/>	使用材料等の品質保証書等及び工事記録写真等が適切に整理されている。	使用材料等の品質保証書等及び工事写真等が適切に整理されている場合は加点点とし、されていない場合は空白口とする。			
		<input type="checkbox"/>	現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。	企業努力の範囲内で評価する。現場でのイメージアップ状況について指定様式で報告があれば加点点とし、なければ評価項目対象欄を空白口とする。減点(■口)はしない。			
		<input type="checkbox"/>	立会確認の手続きが事前になされている。	事前に立会確認(段階確認以外)願いが書面で適宜なされれば加点点とし、されなければ空白口とする。			
		<input type="checkbox"/>	工事記録の整備が適時、的確になされている。	工事記録(打合せ簿、品質管理、出来形管理、写真管理等および監督職員が重要と判断しているもの)が適時、的確になされている場合は加点点とし、なされていない場合は空白口とする。			※原則として上記に1項目でも該当すれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。
		<input type="checkbox"/>	建設副産物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。	施工計画に則り、処理が適切でマニフェスト等により確認出来れば加点点とし、一般廃棄物(飲料空き缶、弁当がら等)については、現場の日常的な整理整頓で審査する。			※上記に2項目以上該当すれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。
		<input type="checkbox"/>	工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。	低騒音、排出ガス対策機械を指定している建設機械が、現場で、使用していれば加点点とする。していなければ空白口とする。低騒音、排出ガス対策型機械が必要ない工事は評価項目対象欄を空白口とする。			
		<input type="checkbox"/>	段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。	事前に段階確認書により予定時期が報告され、実施されていれば加点点とし、報告がない場合は空白口とする。			
<input type="checkbox"/>	「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。	施工プロセスのチェックリスト(別紙-8③)を必ず添付する。					
<input type="checkbox"/>	その他理由	※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。					
		該当項目が80%程度以上…… b ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%～80%程度…… c ② 評価値( %) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 該当項目が60%程度以下…… d ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点点とする。					

審査項目	細 別	a	b	c	d	e		
		工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である		工程管理が不備である	
		「評価項目」		解 説		「減点評価項目」		
2. 施工状況	II. 工程管理	<input type="checkbox"/>	フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。	フォローアップ(工程見直し)を行った場合に実施工程表を作成し、適宜工程の把握に努めていることが確認できる場合は加点点とし、確認されていない場合及びフォローアップが必要でない場合は、評価項目対象欄を空白口にし、減点(■口)にはしない。		<input type="checkbox"/>	請負者の責により工期内に工事を完成できなかった。(但し、改善指示による場合を除く)	
		<input type="checkbox"/>	時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。	各種制約のある中スムーズに作業が行われていたら加点点とし、制約のないものについては評価項目対象欄を空白口にする。工期と混同しないこと。				
		<input type="checkbox"/>	現場条件の変更への対応が積極的に処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。	現場条件の変更があった場合に監督員と協議し対応しており、地元に対しても、理解を求めていること(工程表の配布など)が確認できれば加点点とし、確認できない場合は空白口とする。現場条件の変更がない場合でも、地元に対して理解を求めていることが確認できる場合は加点点とし、確認できない場合は空白口とする。			【解説】	
		<input type="checkbox"/>	休日の確保を行っている。	適正工期、社会的要請、気象条件等の状況を踏まえ慎重に評価すること。			該当すれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。	
		<input type="checkbox"/>	工程表の内容が検討され充実している。	当初、工程表、変更契約時に変更工程表が適時提出されており、変更があった場合に施工計画書の工程表を適宜修正されていれば加点点とし、それ以外は空白口とする。			<input type="checkbox"/>	自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。
		<input type="checkbox"/>	夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。	占用条件、道路使用条件等により、夜間施工等が必要である場合において、計画通り良好に施工している場合は、夜間作業等が多くても加点点とする。				
		<input type="checkbox"/>	工程管理を工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。	日々、実施工程表を作成し、工事の進捗を把握しており、工期内に完成すれば加点点とし、工期内に完成しない又は請負業者の責任で工期を延長した場合は空白口とする。その他の場合は評価項目対象欄を空白口とする。			【解説】	
		<input type="checkbox"/>	「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。	施工プロセスのチェックリスト(別紙-8④)を必ず添付する。			「文書により改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。	
		<input type="checkbox"/>	その他理由	※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。			※該当すれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	
				該当項目が90%程度以上…… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が80%～90%程度…… b ② 評価値( %) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 該当項目が60%～80%程度…… c 該当項目が60%程度以下…… d ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点点とする。				

考査項目	細 別	a		b		c		d		e		
		安全対策を適切に行った		安全対策をほぼ適切に行った		他の事項に該当しない		安全対策がやや不備であった		安全対策が不備であった		
2. 施工状況	Ⅲ 安全対策	「評価項目」				解 説				「減点評価項目」		
		<input type="checkbox"/>	災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。			災害防止(工事安全)協議会等の設置が必要な工事において、災害防止協議会等の実施が書面により確認できれば加点■とし、確認できなければ空白とする。災害防止(工事安全)協議会等の設置が必要でない工事は評価項目対象欄を空白にする。				<input type="checkbox"/>		安全対策の不備により重大な災害等を受けた。
		<input type="checkbox"/>	店社/パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。			パトロールの実施が書面により確認できれば加点■とし、それ以外は評価項目対象欄を空白にし、減点(■)にはしない。				【解説】		・該当すれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。
		<input type="checkbox"/>	各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告している。			指摘がなかった時、または指摘を受けたがその後の措置が適切であれば加点■し、再三の改善命令が有れば空白とし、それ以外は評価項目対象欄を空白とする。						
		<input type="checkbox"/>	安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施し、記録が整備され、かつ創意工夫をしている。			共通仕様書(1-1-29工事中の安全確保)に基づく安全教育・訓練等の実施が書面により確認できれば加点■とし、実施していない場合や明らかに虚偽報告があれば加点欄を空白とする。						
		<input type="checkbox"/>	安全巡視、TBM(作業前打合せ)、KY(危険予知)等を実施し、記録が整備されている。			安全活動を日常的に励行し、安全衛生日誌などの書面により確認できれば加点■とし、それ以外は評価項目対象欄を空白とする。減点(■)にはしない。				<input type="checkbox"/>		安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。
		<input type="checkbox"/>	新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。			工事現場に関する教育資料等により確認できれば加点■とし、実施していない場合は空白とする。				【解説】		・該当すれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。
		<input type="checkbox"/>	安全管理の臨機の措置を行った。			安全のために企業努力がなされており、指定様式により報告していれば加点■とし、それ以外は評価項目対象欄を空白とする。減点(■)にはしない。						
		<input type="checkbox"/>	過積載防止に積極的に取り組んでいる。			啓発、PR、下請業者に対する指導等を行い、過積載の事実が確認できない場合は加点■とし、過積載の事実が確認できた場合は空白とする。						
		<input type="checkbox"/>	使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。			持ち込み時点検、日常点検、法定検査の記録、取扱者の任命と表示などを確認できる場合は加点■とし、それ以外は空白とする。点検・検査すべき機械、車両等の使用がない場合は評価項目対象欄を空白とする。						
		<input type="checkbox"/>	重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。			監督員が現場に臨み確認できれば加点■とし、それ以外は空白とする。重機作業がない場合は評価項目対象欄を空白とする。						
		<input type="checkbox"/>	山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。			点検及び管理状況の記録(チェックリスト)が有れば加点■とし、なければ評価項目対象欄を空白とする。点検及び管理を行っていない場合や不備により手戻り等が生じたときは加点欄を空白とする。						
		<input type="checkbox"/>	足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。			同上						
		<input type="checkbox"/>	工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。			監督員が現場に臨み確認し、適格に整備されていれば加点■とし、それ以外は空白とする。						
<input type="checkbox"/>	「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。			施工プロセスのチェックリスト(別紙-8④)を必ず添付する。								
<input type="checkbox"/>	その他理由			※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。								
		該当項目が90%程度以上・・・ a                    ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が80%～90%程度・・・ b                    ② 評価値( %) = ( )評価数 / ( )対象評価項目数 該当項目が60%～80%程度・・・ c 該当項目が60%程度以下・・・ d ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。										

考査項目	細 別	a		b		c		d		e			
		対外関係が適切であった		対外関係がほぼ適切であった		他の事項に該当しない		対外関係がやや不備であった		対外関係が不備であった			
2. 施工状況	Ⅳ 対外関係	「評価項目」				解 説				「減点評価項目」			
		<input type="checkbox"/>	工事施工に当たり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。			調整協議の資料が有れば加点■とし、資料がない場合は加点欄を空白とする。不要の場合は評価項目対象欄を空白とする。				<input type="checkbox"/>		関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。	
		<input type="checkbox"/>	工事施工に当たり、地元との適切な調整を行った。			地元と適切な調整をした事実が工事日誌等で確認できれば加点■とし、何も調整した事実がない場合は、評価項目対象欄を空白とする。トラブルがあった場合は、加点欄を空白とする。				【解説】		該当すれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。	
		<input type="checkbox"/>	苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。			苦情に対して的確に対応したら加点■とし、発注者任せの対応なら加点欄を空白とする、苦情がなかった場合は評価項目対象欄を空白とする。							
		<input type="checkbox"/>	積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。			苦情がなければ加点■とし、軽微な苦情を除いて苦情が再三なら加点欄を空白とする。				<input type="checkbox"/>			請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。
		<input type="checkbox"/>	関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。			打合せ記録等の確認ができれば加点■とする。確認できない場合は、加点欄を空白とする。関連工事がない場合は評価項目対象欄を空白とする。 ※関連工事とは調整が必要な工事				<input type="checkbox"/>		関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。	
		<input type="checkbox"/>	「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。			施工プロセスのチェックリスト(別紙-8④)を必ず添付する。				【解説】		・「文書により指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※該当すれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	
		<input type="checkbox"/>	工事施工に当たり、施設管理者等との適切な調整を行った。			打ち合わせ記録等の確認が出来れば加点■とする。確認できない場合は、加点欄を空白とする。調整が不要な場合は評価項目対象欄を空白とする。							
		<input type="checkbox"/>	その他理由			※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。							
				該当項目が90%程度以上・・・ a                    ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が80%～90%程度・・・ b                    ② 評価値( %) = ( )評価数 / ( )対象評価項目数 該当項目が60%～80%程度・・・ c                    ③ 対象評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 該当項目が60%程度以下・・・ d ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。									

審査項目	a	b	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	<input type="checkbox"/> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。			
I. 出来形 【評価工種名】	① 出来形の判定は、工事全般を通したものとす。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。		解説 ①主たる工種によって評価する。多工種の場合は最大3工種に絞って判定できるものとする。 ②なお、評価した工種名を必ず記述しておくこと。(審査項目 I. 出来形の下空欄) ③また、1工種においても数力所の測定項目があるが、それぞれの項目毎に(a, b, c, d, e)を判定し、その中で最もばらつきが悪いものをその工種の判定とする。 ※ばらつきの判断は、別紙7【記入方法及び留意事項】を参照の上、管理図等を作成し判断する。 ※作成した管理図等は必ず添付するとともに、検査時に検査員に提示すること。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。	解説 ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※左記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。	解説 左記該当あれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。

審査項目	a	b	c	d	e		
II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが規格値の概ね50%程度以内またはそれと同程度である。 ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが規格値の概ね80%程度以内またはそれと同程度である。 ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。		
【評価工種名】	① 品質の判定は、工事全般を通したものとす。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。		解説 ①主たる工種によって評価する。多工種の場合は最大3工種に絞って判定できるものとする。 ②なお、評価した工種名を必ず記述しておくこと。(審査項目 II. 品質の下空欄) ③また、1工種においても数力所の測定項目があるが、それぞれの項目毎に(a, b, c, d, e)を判定し、その中で最もバラツキが悪いものをその工種の判定とする。 ※ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照の上、管理図等を作成し判断する。 ※作成した管理図等は必ず添付するとともに、検査時に検査員に提示すること。 ※試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、c評価とする。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。	解説 ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※左記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。	解説 左記該当あれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。

審査項目	細 別	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例	解 説
4.高度技術	I 高度技術 キーワード評価	<p>■施工規模の大きさへの対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模</p> <p><input type="checkbox"/> 2.その他 理由:</p> <p>■構造物固有の難しさへの対応</p> <p><input type="checkbox"/> 3.対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む)</p> <p><input type="checkbox"/> 4.既設構造物の補強、撤去等特殊な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 5.その他 理由:</p> <p>■技術固有の難しさへの対応</p> <p><input type="checkbox"/> 6.工種及び工法の特異性</p> <p><input type="checkbox"/> 7.新工法(機器類を含む)及び新材料の適用</p> <p><input type="checkbox"/> 8.その他 理由:</p> <p>■厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 9.湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)</p> <p><input type="checkbox"/> 10.軟弱地盤、支持地盤の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 11.河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約</p> <p><input type="checkbox"/> 12.雨・雪・風・気温・波浪等の影響</p> <p><input type="checkbox"/> 13.地すべり等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等</p> <p><input type="checkbox"/> 14.その他 理由:</p> <p>■厳しい周辺環境等、社会条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 15.地中埋設物等の地中内の作業障害物</p> <p><input type="checkbox"/> 16.工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物</p> <p><input type="checkbox"/> 17.周辺住民等に対する騒音・振動の配慮</p> <p><input type="checkbox"/> 18.周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮</p> <p><input type="checkbox"/> 19.生活道路を利用するの資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約</p> <p><input type="checkbox"/> 20.現道上で、特に交通規制及びその処理に伴う作業</p> <p><input type="checkbox"/> 21.騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等</p> <p><input type="checkbox"/> 22.その他 理由:</p> <p>■施工現場での対応</p> <p><input type="checkbox"/> 23.災害等での臨機の処置</p> <p><input type="checkbox"/> 24.施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等</p> <p><input type="checkbox"/> 25.その他 理由:</p> <p>■その他</p> <p><input type="checkbox"/> 26.その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由:</p>	<p>【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切土・盛土工 15万m3&lt;V</li> <li>・護岸・築堤高 10m&lt;H</li> <li>・トンネル(シールド) 10m&lt;φ</li> <li>・ダム用水門&lt;設計水深25m</li> </ul> <p>・樋門・樋管 15m2&lt;A</p> <p>・揚排水機場 2000mm&lt;φ</p> <p>・堰、水門 最大径間長25m以上又は径間数3径間以上又は50m2/門</p> <p>・トンネル(開削工法) 20m&lt;H</p> <p>・トンネル(NATM) 内空断面積 85m2&lt;A</p> <p>・トンネル(沈埋工法) 300m2&lt;A</p> <p>・海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深10m&lt;H</p> <p>・地滑り防止工 100m&lt;W 又は150m&lt;L</p> <p>・浚渫工 100万m3&lt;V</p> <p>・流路工 500m3&lt;Q</p> <p>・砂防ダム 30m&lt;H</p> <p>・ダム高 150m&lt;H</p> <p>・転流トンネル 400m3/s&lt;Q</p> <p>・橋梁下部工 高さ 30m&lt;H</p> <p>・橋梁上部工 最大支間長 100m&lt;L</p> <p>【事例】構造物固有な施工難度と対応工法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地山強度が低い。また土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事。</li> </ul> <p>・砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。</p> <p>・鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。</p> <p>・供用中の道路トンネルの活線拡幅工事。等</p> <p>・施工場所や構造物の特異性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。</p> <p>・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事</p> <p>・その他、コンピューターシミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事。等</p> <p>・VE提案された工法等が高度技術として評価できる場合</p> <p>・構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事</p> <p>・その他、構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事</p> <p>【事例：自然及び地盤条件への対応工事等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。</li> <li>・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。</li> <li>・軟弱地盤上の繰連盛土のため、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。</li> <li>・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)</li> <li>・斜面土若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。</li> </ul> <p>・海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。</p> <p>・波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事</p> <p>・国立公園内での工事。またはイヌワジ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工工法等が制限された工事。</p> <p>・冬期施工のため、大規模な雪害冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。</p> <p>・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。</p> <p>【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横断函渠工事や電線中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。</li> <li>・鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。</li> </ul> <p>・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。</p> <p>・市街地での夜間工事。</p> <p>・DID地区での工事。</p> <p>・供用中の道路(概ね日交通量1万台以上)で片側交互通行の交通規制をした工事。</p> <p>・供用中の道路での舗装及び修繕工事等。</p> <p>・供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事。</p> <p>・支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事</p> <p>・工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。</p> <p>・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。</p> <p>・工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。</p> <p>・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。</p> <p>・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。</p> <p>・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事</p> <p>・大気圧を越える気圧下の作業室での工事。</p> <p>・酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上(10m以下)での工事。</p> <p>・工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。</p> <p>・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。</li> </ul>	<p>・事前に請負人から自主的に資料が提出され、それら項目が該当すると判断し、「和歌山県県土整備部工事成績評定要領の運用について」(平成17年6月24日付 技第420号)により高度技術に関する実施状況が提出され、施工等に反映されていたならば評価するものとし、該当キーワード数の1項目2点を目安に、その工事内容によって重みを勘案し、9点から0点の範囲で加点評価すること。</p> <p>※1. 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事と比べて、特異な技術力を要する必要がある技術の評価するものである。なお、評価は「5. 創意工夫」との二重評価はしない。</p> <p>※2. 詳細評価の記述にあたっては、各審査項目はキーワードで大分類し評価する詳細な高度な技術力を担当課長と監督員の協議をもって監督員が記述する。</p> <p>※3. 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。</p>
	記述評価	<p>評 点 点</p> <p>※・ 高度な技術力は、加点評価とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加点は+9点~0点の範囲とする。</li> <li>・ 該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。</li> </ul> <p>1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。</p>	【高度技術のキーワードの詳細】	



審査項目	細別	県産品、県認定リサイクル製品キーワード一覧表	1点	2点	3点	4点	解 説
6. 県産品・県認定リサイクル製品	I 県産品・県認定リサイクル製品	■県産品関係					
		1.仕様書明記の県産品をすべて使用	□				仕様書に明記した県産品が全て(全品目・全数量)使われている場合には、加点■する。それ以外は空白□とする。
		2.上記1の条件を満たした上で、明記していないものについて県産品を使用			□		仕様書に県産品の明記がある場合に、明記しているものを県産品で全て使用したうえで、明記のないものについて、県産品を全数量使用していれば上記■に加え、加点■する。(1点+3点)それ以外は空白とする。
		3.仕様書に県産品の明記が全くない場合に、県産品を使用した				□	仕様書に県産品の明記が全くない場合に、県産品を全数量使用していれば加点■する。それ以外は空白とする。 ※「1.」または「2.」に該当していれば「3.」には該当しない。
		■県認定リサイクル製品関係			□		
		評点： 点 ・県産品、県認定リサイクル製品は加点評価とする。 ・加点は+6点～0点の範囲とする。 ・和歌山県けんさんびん登録制度に認定又はその定義に合致していれば県産品とする。ただし、県土保全環境技術の県外品を除く。 ・仕様書に記載している購入建設資材等を評価対象とする。諸経費に含まれる資材や転用可能な資材等は対象外とするが、創意工夫審査項目のその他で1点を加点できるものとする。	【県産品、県認定リサイクル製品の詳細評価】				※「和歌山県県土整備部工事成績評定要領の運用について」(平成17年6月24日付 技第420号)により県産品及び県認定リサイクル製品の使用状況が提出されていたならば評価するものとする。

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
		工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
2. 施工状況	II. 工程管理	「評価項目」			解 説	
		<input type="checkbox"/> 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 <input type="checkbox"/> 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> その他 理由 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。			※該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断して評価する。  評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。	

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
		安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である
2. 施工状況	III. 安全対策	「評価項目」			解 説	
		<input type="checkbox"/> 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。 <input type="checkbox"/> 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。  <input type="checkbox"/> 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。 <input type="checkbox"/> 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。 <input type="checkbox"/> その他 理由 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。			※安全対策: 該当項目を現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に総合的に判断して評価する。  特定元方事業者として作業間の連絡調整を行っている等の事実があれば評価する。  評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。	

審査項目	細 別	a	b	c
		地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の事項に該当しない場合
6. 社会性等	I 地域への貢献等	「評価項目」		解 説
		<input type="checkbox"/> 河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。 <input type="checkbox"/> 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 <input type="checkbox"/> その他 理由 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c評価を行う。		※地域への貢献等: 該当項目を現場への臨場、工事写真及びその他関係書類などを基に総合的に判断して評価する。  ※地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点点評価する。  現場周辺の清掃活動等は、自治体の実情に合わせ回数・内容等を考慮して評価する。  評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表		解 説	
8. 法令遵守等	「評価項目」		<p>※適応事例に○印をし、該当項目の□欄に該当する措置内容の項目に■マークを記入する。なお、法令遵守等にかかる措置内容の「5. 6. 7.」の該当項目で、該当項目がない場合は、参考までに主任監督員又は担当主幹等へ聞き取りなどしたうえで、客観的に判断し評価する。</p> <p>※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。</p>	
	措置内容			□ 項目該当なし
	□ 1.入札参加資格停止3ヶ月以上	-20点		
	□ 2.入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点		
	□ 3.入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点		
	□ 4.入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	-10点		
	□ 5.文書注意	- 8点		
	□ 6.口頭注意	- 5点		
	□ 7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)その他	- 3点		
	<p>① 本評価項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式により契約を行った工事で、標準型の場合は技術提案による施工方法等の不履行時、簡易型の場合は技術提案による施工計画等の不履行時、特別簡易型の場合は技術提案の不履行時は、最大で文書注意の-8点とする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</li> <li>・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</li> <li>・ 3.宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。</li> <li>・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。</li> <li>・ 6.建設業法に違反する事実が判明した EX)一括下請け、技術者の専任違反等</li> <li>・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</li> <li>・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</li> <li>・ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</li> <li>・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</li> <li>・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>・ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>・ 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</li> <li>・ 15.施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった</li> <li>・ 16.その他</li> </ul> <p>理由:</p>			

審査項目	細 別	a		b		c		d		e			
		施工管理が優れている		施工管理がやや優れている		他の事項に該当しない		施工管理がやや不備である		施工管理が不備である			
		「評価項目」				解 説				「減点評価項目」			
2. 施工状況	I. 施工管理	<input type="checkbox"/>	契約書第18条第1項第1号から5号に係わる設計図書の見直しを行い、施工がなされている。		照査結果について、相違がある場合に照査報告書、施工計画書、工事打合せ簿等による相違箇所等の報告もないうままに施工を行っている場合のみ空白口とし、照査結果の報告があった場合は加点■とする。それ以外は評価項目対象欄を空白口とする。						<input type="checkbox"/>	設計図書と適合しない箇所があり、文書により改定請求を行った。	
		<input type="checkbox"/>	施工計画書と現場施工方法が一致している。		施工計画書と現場施工方法が一致している場合、または当初の施工計画書に対して変更があった場合、施工の事前に、重大な変更は施工計画書の見直し、軽微な変更は打合せ簿等により処理されていて施工方法と施工計画書が一致していれば加点■とし、それ以外は空白口とする。						<input type="checkbox"/>	契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。	
		<input type="checkbox"/>	工事材料の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。		施工計画書の材料についての記載のとおり調達・管理を行っている場合は加点■とし、それ以外は空白口とする。材料の調達が必要ない場合は評価項目対象欄を空白口とする。								
		<input type="checkbox"/>	品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。		施工計画の品質管理項目で品質確保のための特別な対策、独自の工夫等が明記されている場合などについて加点■とし、特別な対策や独自の工夫がない場合は評価項目対象欄を空白口とする。								
		<input type="checkbox"/>	見本または工事記録写真等の整理に工夫がみられる。		工夫されている場合は加点■とし、工夫がない場合は評価項目対象欄を空白口とする。必要に応じ施工記録写真の貼付も確認する。減点(■口)にはしない。								
		<input type="checkbox"/>	立会確認の手続きが事前になされている。		事前に立会確認願いが書面で適宜なされれば加点■とし、されていない場合は空白口とする。								
		<input type="checkbox"/>	工事記録の整備が適時、的確になされている。		工事記録(打合せ簿、品質管理、出来形管理、写真管理等および監督員が重要と判断しているもの)が適時、的確になされれば加点■とし、されていない場合は空白口とする。								
		<input type="checkbox"/>	リサイクルへの取り組みが適切になされている。		施工計画に則り、処理が適切でマニフェスト等により確認出来れば加点■とし、確認できない場合は空白口とする。一般廃棄物(飲料空き缶、弁当がら等)については、現場の日常的な整理整頓で考査する。								
		<input type="checkbox"/>	建退共の証紙が適切に配布され管理されている。		建退共の証紙が適切に配布され管理されていることが確認出来れば加点■とし、確認できない場合は空白口とする。下請けが他の退職制度に加入しているなど証紙の購入が不要な現場に対して、「証紙購入不要」の報告を受けた場合は評価項目対象欄を空白口にする。								
		<input type="checkbox"/>	作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。		下請金額総額3000万円以上の工事及び低入札工事など作成を指示した工事等、施工体制台帳及び施工体系図の作成の必要がある工事について、施工体制台帳及び施工体系図を作成している工事は加点■し、作成の必要があるのにされていない場合は空白口とする。下請金額総額3000万円未満の工事で作成を指示していない工事は評価項目対象欄を空白口にする。								
		<input type="checkbox"/>	計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。		その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している場合は加点■とし、提出していない場合は空白口とする。計画内容に変更がない場合は、評価項目対象欄を空白口にする。								
		<input type="checkbox"/>	施工体制台帳、施工体系図が整備されている。		下請金額総額3000万円以上の工事及び低入札工事など作成を指示した工事等、施工体制台帳及び施工体系図の作成の必要がある工事について、施工体制台帳及び施工体系図を作成しており現場に施工体系図が掲げてあり内容が現場と一致している工事は加点■し、作成の必要があるのにされていない場合は空白口とする。下請金額総額3000万円未満の工事で作成を指示していない工事は評価項目対象欄を空白口にする。								
		<input type="checkbox"/>	施工計画書と現場の施工体制が一致している。		施工計画書と実態が一致していれば加点■し、一致していない場合は空白口とする。								
		<input type="checkbox"/>	品質証明体制が確立され、有効に機能している。		品質を証明する資料で、品質証明の時期・確認項目が確認できるなど品質証明体制が確立され、有効に機能している場合は加点■し、それ以外は空白口とする。品質証明の必要がない工事は評価項目対象欄を空白口とする。								
		<input type="checkbox"/>	施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっている。		施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっている場合は加点■し、反映されていない場合は空白口とする。								
		<input type="checkbox"/>	工事の関係書類及び資料整理がよい。		工事の関係書類及び資料整理がよい場合は、加点■し、それ以外は空白口とする。								
		<input type="checkbox"/>	社内の管理基準等が作成され管理している。		社内の管理基準等が作成され管理している場合は、加点■し、それ以外は評価項目対象欄を空白口とする。								
<input type="checkbox"/>	その他理由		※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。										
<p>該当項目が90%程度以上・・・ a ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が80%～90%程度・・・ b ② 評価値( %) = ( )評価数 / ( )対象評価項目数</p> <p>該当項目が60%～80%程度・・・ c</p> <p>該当項目が60%程度以下・・・ d</p> <p>※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。</p>													

審査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	<input type="checkbox"/> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
	「評価項目」		解 説	「減点評価項目」	「減点評価項目」
I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 <input type="checkbox"/> 出来形測定において不可視部分の出来形が写真で的確に判断出来る。		・主たる工種がなく多工種なため採点が困難な場合は、監督員と同様に最大3工種に絞って評定する。 ・ばらつきの判断は、監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。なお、工種は監督員と整合を図る。 ・監督員と点数の整合を図る。	<input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
【評価工種名】	<input type="checkbox"/> 自社の管理基準を設定し、管理している。 <input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。 <input type="checkbox"/> その他 理由 ① 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 ② 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。			<b>【解説】</b> ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	<b>【解説】</b> 上記該当あれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II.品質	コンクリート構造 物工事	「評価項目」		解 説	「減点評価項目」	「減点評価項目」
		<input type="checkbox"/> 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 <input type="checkbox"/> スパースの材質が適正で、品質が確認できる。 <input type="checkbox"/> スパースを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c ① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値( %) = ( )評価数 / ( )対象評価項目数 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。 <input type="checkbox"/> クラックがある場合、進行性又は有害なクラックはなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。 ※別紙7を参照 上記該当あれば…………… c	・原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価対象項目をピックアップし評価をする。 ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。 ・ <b>監督員と点数の整合を図る。</b> ・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、C評価とする。	<input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。 【解説】 ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 【解説】 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。	

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II.品質	土工事(切土、盛土、築堤等工事)	「評価項目」		解 説	「減点評価項目」	「減点評価項目」
		<input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。 <input type="checkbox"/> 段切り等が施工前に適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 置換えのための掘削を行うに当たり、掘削面以下を乱さないように施工している。 <input type="checkbox"/> 締固めを適切な条件で施工している。 <input type="checkbox"/> 筋芝または種子吹付等を適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 構造物周辺の締め固め等の処理が適正に行っている。 <input type="checkbox"/> 土羽土の土質が適正である。 <input type="checkbox"/> CBR試験等を行っている。 <input type="checkbox"/> 法面に有害なクラックや損傷部がない。 <input type="checkbox"/> 伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝葉等適切に処理されている。 <input type="checkbox"/> 切取法面において、落石等の危険がないように纏んだ転石、岩塊等が除去されている。 <input type="checkbox"/> 残土の処理が適切に実施されている。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c ① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値( %) = ( )評価数 / ( )対象評価項目数 ③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。	・原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価項目をピックアップし評価をする。 ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。 ・ <b>監督員と点数の整合を図る。</b> ・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、C評価とする。	<input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。 【解説】 ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 【解説】 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。	

審査項目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	護岸・根固・水制工事	「評価項目」		解 説	「減点評価項目」	「減点評価項目」
		<input type="checkbox"/> 施工基面が平滑に仕上げられている。 <input type="checkbox"/> 裏込材、胴込めコンクリートの充てんまたは締固めが充分で、空隙が生じていない。 <input type="checkbox"/> 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等で、材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸い出しの恐れがない。 <input type="checkbox"/> 護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。 <input type="checkbox"/> 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。 <input type="checkbox"/> 植生工で、植生の種類、品質、配合、施工後の養生が適切である。 <input type="checkbox"/> 根固工、水制工、沈床工、捨石工等で、材料の連結またはかみ合わせが適切である。		・原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価項目をピックアップし評価をする。  ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。  ・監督員と点数の整合を図る。  ・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、C評価とする。	<input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
		※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c ① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)=( )評価数/( )対象評価項目数 ③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。			【解説】  ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。  ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	【解説】  ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。
		<input type="checkbox"/> コンクリートブロック張等にクラックがある場合、進行性又は有害なクラックはなく、発生したクラックには適切な処置を行っている。 ※別紙-7を参照  上記該当あれば…………… c				

審査項目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	鋼 橋 工 事	「評価項目」		解 説	「減点評価項目」	「減点評価項目」
		【工場製作関係】 <input type="checkbox"/> 鋼材の員数照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認されている。 <input type="checkbox"/> 溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っている <input type="checkbox"/> 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) <input type="checkbox"/> 素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 【架設関係】 <input type="checkbox"/> ホルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 <input type="checkbox"/> ホルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 <input type="checkbox"/> 支索の据付で、コンクリート面のネッキング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水勾配がついている。  ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c ① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)=( )評価数/( )対象評価項目数  ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。		・原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価項目をピックアップし評価をする。  ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。  ・監督員と点数の整合を図る。  ・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、C評価とする。	<input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
					【解説】  ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。  ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	【解説】  ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。

審査項目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井戸工事を含む)	「評価項目」	「評価項目」	解 説	「減点評価項目」	「減点評価項目」
		【共通】			<input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
		<input type="checkbox"/> 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。		・原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価項目をピックアップし評価をする。  ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。  ・監督員と点数の整合を図る。  ・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、c評価とする。	<input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
		<input type="checkbox"/> コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。			【解説】 ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	【解説】 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。
		<input type="checkbox"/> コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイフレートの機種、養生方法等、適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む)				
		<input type="checkbox"/> 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。				
		<input type="checkbox"/> 地山との取り合わせが適切に行われている。				
		<input type="checkbox"/> 鉄筋または鋼材の規格がマルチで確認できる。				
		【砂防構造物工事に適用】				
		<input type="checkbox"/> コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> 施工基面が平滑に仕上げられている。				
		<input type="checkbox"/> アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> グラウトの注入にあたり、グラウトが孔内から排出されるまで連続して注入作業が行われている。				
		<input type="checkbox"/> ホルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。				
		<input type="checkbox"/> ホルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。				
		【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)】				
		<input type="checkbox"/> アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。				
		<input type="checkbox"/> ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。				
		<input type="checkbox"/> 集・排水ホース工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。				
		※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。				
		※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a				
		※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b				
		※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c				
		① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。				
		② 評価値( %) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数				
		③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。				
		※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄または減点欄とする。				
		【共通】				
		<input type="checkbox"/> クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。 ※別紙-7を参照				
		上記該当あれば…………… c				

審査項目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II.品質	舗装工事	「評価項目」		解 説	「減点評価項目」	「減点評価項目」
		<b>【路床・路盤工関係】</b> <input type="checkbox"/> 施工に先立ち、CBR値を測定し、適正な舗装設計の基礎資料収集を行っている。 <input type="checkbox"/> 路床・路盤工のブルローリングを行っている。 <b>【アスファルト舗装工関係】</b> <input type="checkbox"/> 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。(アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く) <input type="checkbox"/> 混合物の温度管理が、フラウト出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 <input type="checkbox"/> 舗設後、直ちに供用する必要がある現場で、交通開放を適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 舗装の各層の縦目目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。 <input type="checkbox"/> 目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締め固め等)の配慮が行われている。 <input type="checkbox"/> アスカーブの施工において、細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている。 <input type="checkbox"/> 路肩処理、縁端処理の施工において、細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている。 <b>【コンクリート舗装工関係】</b> <input type="checkbox"/> 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。 <input type="checkbox"/> チャー、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c ① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)=( )評価数/( )対象評価項目数 ③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。		・原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価項目をピックアップし評価をする。 ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。 ・監督員と点数の整合を図る。 ・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、C評価とする。	<input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。 <b>【解説】</b> ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 <b>【解説】</b> ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。

審査項目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II.品質	海岸工事	「評価項目」		解 説	「減点評価項目」	「減点評価項目」
		<input type="checkbox"/> 型枠、支保工の取り外しに関して適切に管理されている。 <input type="checkbox"/> 気象条件に適した運搬、打設、締め固めを行っている。 <input type="checkbox"/> コンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> クラックの発生がない。 <input type="checkbox"/> コンクリートブロックの転置、仮置に際し、強度確認を行っている。 <input type="checkbox"/> コンクリートブロックの仮置は、転倒、崩壊等の恐れがない。 <input type="checkbox"/> 捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられているのが確認できる。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c ① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)=( )評価数/( )対象評価項目数 ③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。		・原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価項目をピックアップし評価をする。 ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。 ・監督員と点数の整合を図る。 ・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、C評価とする。	<input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。 <b>【解説】</b> ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 <b>【解説】</b> ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。

審査項目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II.品質	法面工事	「評価項目」		解 説	「減点評価項目」	「減点評価項目」
		【共 通】 <input type="checkbox"/> 施工基面が平滑に仕上げられている。 【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】 <input type="checkbox"/> 土壌試験を実施し、施工に反映している。 <input type="checkbox"/> ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。 <input type="checkbox"/> ネット等の設置にあたり、法面への固定方法が適切である。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さが均等である。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 <input type="checkbox"/> 金網等の重ね幅が10cm以上確保されている。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さが均等である。 <input type="checkbox"/> 金網等の設置にあたり、法面への固定方法が適切である。 <input type="checkbox"/> 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 跳ね返り材料が適切に処理されている。 <input type="checkbox"/> 水抜きパイプが適切に配置されている。 【現場打込砕石関係】 <input type="checkbox"/> アンカーの施工長さが確認できる。 <input type="checkbox"/> アンカーが確実に固定されている。 <input type="checkbox"/> 現場養生が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 枠内に空隙がないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 層間にはく離がないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 跳ね返り材料が適切に処理されている。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c ① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)=( )評価数/( )対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。		・原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価項目をピックアップし評価をする。 ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。 ・監督員と点数の整合を図る。 ・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、c評価とする。	<input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。 【解説】 ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 【解説】 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。
		【共 通】 <input type="checkbox"/> クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。 ※別紙-7を参照 上記該当あれば…………… c				

審査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II 品質	基礎工工事(地盤改良等を含む)	「評価項目」 【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒等)】 <input type="checkbox"/> 杭に損傷及び補修痕がない。 <input type="checkbox"/> 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 <input type="checkbox"/> 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 <input type="checkbox"/> 場所打杭についてトレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。 <input type="checkbox"/> ライナープレートの組立にあたって、偏心と歪みが少なくよう配慮されている。 <input type="checkbox"/> 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c ① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値( %) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 ③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。		解 説 ・原則として主たる工程を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工程に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工程の中から評価項目をピックアップし評価をする。 ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。 ・ <b>監督員と点数の整合を図る。</b> ・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、c評価とする。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
					【解説】 ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	【解説】 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。

審査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II 品質	コンクリート橋工事(PC及びRCを対象)	「評価項目」 <input type="checkbox"/> 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w・ $\rho$ ・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のパイプレートの機種、養生方法等、適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む)。 <input type="checkbox"/> 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の規格がシールドで確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の引張強度または曲げ強度が試験値で確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 <input type="checkbox"/> スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。 <input type="checkbox"/> スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 <input type="checkbox"/> フレーム桁のフレクション管理が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 装置(機器)のキャリブレーションが実施されている。 <input type="checkbox"/> 緊張及びグラウト管理が適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> フレストレンジング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。 <input type="checkbox"/> 材料の品質規格証明書が整備されている。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c ① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値( %) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 ③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。		解 説 ・原則として主たる工程を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工程に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工程の中から評価項目をピックアップし評価をする。 ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。 ・ <b>監督員と点数の整合を図る。</b> ・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、c評価とする。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
					【解説】 ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	【解説】 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。
		<input type="checkbox"/> クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。 ※別紙-7を参照 上記該当あれば…………… c				

審査項目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II 品質	塗装工事	「評価項目」 <input type="checkbox"/> 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) <input type="checkbox"/> ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。 <input type="checkbox"/> 塗料を使用前に攪拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗膜に有害な付着物が無い。 <input type="checkbox"/> 塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。  ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c ① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)=( )評価数/( )対象評価項目数 ③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。		解 説 ・原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価項目をピックアップし評価をする。  ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。  ・監督員と点数の整合を図る。  ・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、c評価とする。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。  【解説】 ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。  【解説】 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。

審査項目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II 品質	トンネル工事	「評価項目」 <input type="checkbox"/> 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ等行っている。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の規格がシールドで確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄鋼の保管管理が適正であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までの鉄筋等の保管管理が適正であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金網の継ぎ目を15cm(一目)以上重ね合わせていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付コンクリートは浮石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。 <input type="checkbox"/> 吹付コンクリートの打継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。 <input type="checkbox"/> ロケルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。 <input type="checkbox"/> 覆工コンクリートは打設時に型枠に変圧を与えていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎが同一線上にないことが確認できる。  ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c ① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)=( )評価数/( )対象評価項目数 ③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。		解 説 ・原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価項目をピックアップし評価をする。  ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。  ・監督員と点数の整合を図る。  ・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、c評価とする。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。  【解説】 ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。  【解説】 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。

審査項目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	植栽工事	「評価項目」 <input type="checkbox"/> 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 <input type="checkbox"/> 活着管理が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 <input type="checkbox"/> 余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 <input type="checkbox"/> 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。 <input type="checkbox"/> 樹木、地被類、つる性物等には樹幹の割れ、病害虫などが無いことが確認出来ると共に、仕様書等に基づいた植え付けが適切になされている。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c ① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値( %) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 ③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。		解 説 ・原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価項目をピックアップし評価をする。 ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。 ・監督員と点数の整合を図る。 ・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、C評価とする。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。 【解説】 ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 【解説】 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。

審査項目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	「評価項目」 <input type="checkbox"/> 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハントブック等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。 <input type="checkbox"/> ペイント式(常温式)区画線に使用するシナーの使用量が10%程度以下である。 <input type="checkbox"/> 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 仕様書に定められている品質管理が実施されている。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c ① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値( %) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 ③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。		解 説 ・原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価項目をピックアップし評価をする。 ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。 ・監督員と点数の整合を図る。 ・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、C評価とする。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。 【解説】 ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	「減点評価項目」 <input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 【解説】 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。

審査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	下水道工事	「評価項目」		解 説	「減点評価項目」	「減点評価項目」
		<p><b>【共通】</b></p> <input type="checkbox"/> マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。 <input type="checkbox"/> 管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。 <input type="checkbox"/> 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨粒径・塩基総量等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) <p><b>【開削工】</b></p> <input type="checkbox"/> 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。 <input type="checkbox"/> 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗装時等で整理・記録されている。 <input type="checkbox"/> 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 <p><b>【推進工】</b></p> <input type="checkbox"/> 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 推進作業等がデータで確認できる。 <input type="checkbox"/> 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 <p><b>【シールド工】</b></p> <input type="checkbox"/> セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 <input type="checkbox"/> 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> シールド推進作業等がデータで確認できる。 <input type="checkbox"/> 裏込め注入状況がデータで確認できる。 <input type="checkbox"/> 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 <p>※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。                      ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a                      ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b                      ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c</p>	<p>・原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価項目をピックアップし評価をする。</p> <p>・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。</p> <p><b>・監督員と点数の整合を図る。</b></p> <p>・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、C評価とする。</p>	<p>「減点評価項目」</p> <p><input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>・改善指示の文書を出した。または指示書を受け取らず、協議にも応じなかった。</p> <p>※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。</p>	<p>「減点評価項目」</p> <p><input type="checkbox"/> 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。</p>	
		<p>① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>② 評価値( %) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数</p> <p>③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。</p> <p>※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。</p>				

審査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		□ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	維持修繕工事	「評価項目」		解 説	「減点評価項目」	「減点評価項目」
		□□ 理由： □□ 理由： □□ 理由： □□ 理由：		・原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価項目をピックアップし評価をする。  ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。  - <b>監督員と点数の整合を図る。</b>	□ 監督員が文書で改善指示を行った。  【解説】 ・「文書で改善指示を行った」とは指示書を受け取らず、協議にも応じなかった場合も含む。  ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	□ 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。  【解説】 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。
		※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c		・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、c評価とする。		
		① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)=( )評価数/( )対象評価項目数 ③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

審査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙7【記入方法及び留意事項】を参照。		□ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	上記以外の工事 又は合併工事	「評価項目」		解 説	「減点評価項目」	「減点評価項目」
		□□ 理由： □□ 理由： □□ 理由： □□ 理由： □□ 理由： □□ 理由： □□ 理由：		・原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価項目をピックアップし評価をする。  ・ばらつきの判断は監督員から提出された管理図等(別紙7【記入方法及び留意事項】を参照)により判断すること。  - <b>監督員と点数の整合を図る。</b>	□ 監督員が文書で改善指示を行った。  【解説】 ・改善指示の文書を出した。または指示書を受け取らず、協議にも応じなかった。  ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「d」評価とする。	□ 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。  【解説】 ※ 上記項目に該当があれば評価項目数に関わらず「e」評価とする。
		※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c		・試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつきの判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、c評価とする。		
		① 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)=( )評価数/( )対象評価項目数 ③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

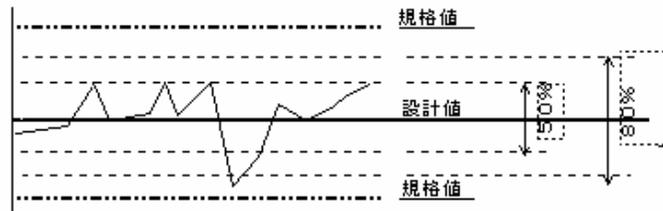
審査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
III. 出来ばえ		「評価対象項目」			
	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	<input type="checkbox"/> コンクリート構造物の肌が良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> クラックがない。 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い		※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d	<p style="text-align: center;">解 説</p> <p>・主たる工種を特定することが困難な工事の場合は、「上記以外の工事又は合併工事」の欄で採点する。</p> <p>・「全体的な美観が良い」という審査項目には、砂、碎石、土砂、アスファルト合材等の残存物がコンクリート構造物等へ付着及び型枠の脱型忘れ、並びに紙、ビニール袋などの撤去、清掃が行き届いていることも考慮し、判断する。</p>
	土工事(盛土・築堤工事等)	<input type="checkbox"/> 仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけ等が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
	切土工事	<input type="checkbox"/> 規定された勾配が確保されている。 <input type="checkbox"/> 法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 施工面の木根等が確実に施工されている。 <input type="checkbox"/> 施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 関係構造物等との取り合いが適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 残土等は適切に処理されている。		※該当6項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
	護岸・根固・水制工事	<input type="checkbox"/> 通りがよい。 <input type="checkbox"/> 材料のかみ合わせがよい、またはクラックがない。 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすりつけがよい。 <input type="checkbox"/> 天端、端部の仕上げがよい。		※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d	
	鋼橋工事	<input type="checkbox"/> 表面に修繕箇所がない。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷、錆がない。 <input type="checkbox"/> 溶接に均一性がある。 <input type="checkbox"/> 塗装に均一性がある。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
	地すべり防止工事	<input type="checkbox"/> 地山との取り合いが良い。 <input type="checkbox"/> 天端、端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d	
	舗装工事	<input type="checkbox"/> 舗装の平坦性が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけ等が良い。 <input type="checkbox"/> 雨水処理が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
	法面工事	<input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 植生、吹付等の状態が均一である。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d	

調査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
Ⅲ. 出来ばえ		「評価対象項目」			
	基礎工工事(地盤改良等を含む)	<input type="checkbox"/> 土工関係の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部、天端仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		※該当3項目程度以上…a 該当2項目程度…b 該当1項目程度…c 該当項目なし…d	<b>解 説</b> ・主たる工種を特定することが困難な工事の場合は、「上記以外の工事又は合併工事」の欄で採点する。 ・「全体的な美観が良い」という調査項目には、砂、碎石、土砂、アスファルト合材等の残存物がコンクリート構造物等へ付着及び型枠の脱型忘れ、並びに紙、ビニール袋などの撤去、清掃が行き届いていることも考慮し、判断する。
	コンクリート橋工事	<input type="checkbox"/> コンクリート構造物の肌が良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> 支承部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> クラックがない。 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※該当6項目程度以上…a 該当4項目程度…b 該当3項目程度…c 該当2項目程度以下…d	
	塗装工事(工場塗装を除く)	<input type="checkbox"/> 塗装の均一性が良い。 <input type="checkbox"/> 細部まできめ細かな施工がされている。 <input type="checkbox"/> 補修箇所がない。 <input type="checkbox"/> ケレンの施工状況が良好である。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上…a 該当3項目程度…b 該当2項目程度…c 該当1項目程度以下…d	
	植栽工事	<input type="checkbox"/> 樹木の活着状況が良い。 <input type="checkbox"/> 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 <input type="checkbox"/> 支柱の取り付けが堅固である。 <input type="checkbox"/> 植栽帯の全体的な美観が良い。		※該当3項目程度以上…a 該当2項目程度…b 該当1項目程度…c 該当項目なし…d	
	防護柵(網)工事	<input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷、錆がない。 <input type="checkbox"/> 既設構造物等とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※該当5項目程度以上…a 該当4項目程度…b 該当3項目程度…c 該当2項目程度以下…d	
	標識工事	<input type="checkbox"/> 設置位置に配慮がある。 <input type="checkbox"/> 標識の向き、角度、支柱の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 標識板、支柱に変色がない。 <input type="checkbox"/> 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な取り扱いがしやすい。		※該当4項目程度以上…a 該当3項目程度…b 該当2項目程度…c 該当1項目程度以下…d	
	区画線工事	<input type="checkbox"/> 塗料の塗布が均一である。 <input type="checkbox"/> 視認性が良い。 <input type="checkbox"/> 接着状態が良い。 <input type="checkbox"/> 施工前の清掃が入念に実施されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上…a 該当3項目程度…b 該当2項目程度…c 該当1項目程度以下…d	

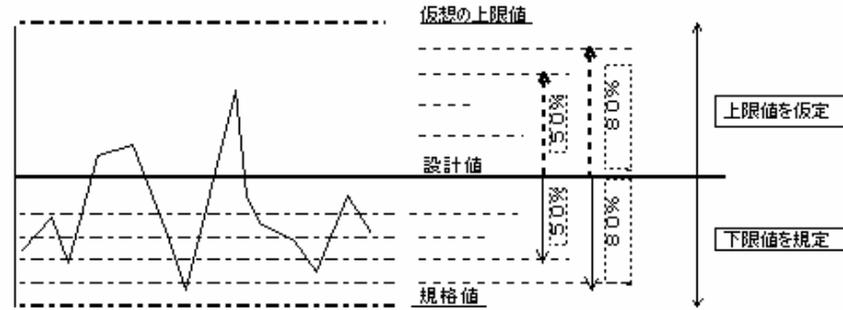
調査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ		仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
III 出来ばえ		「評価対象項目」			
	維持修繕工事	<input type="checkbox"/> 小構造物等にも細心の注意が払われている。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d	解 説 ・主たる工種を特定することが困難な工事の場合は、「上記以外の工事又は合併工事」の欄で採点する。 ・「全体的な美観が良い」という調査項目には、砂、碎石、土砂、アスファルト合材等の残存物がコンクリート構造物等へ付着及び型枠の脱型忘れ、並びに紙、ビニール袋などの撤去、清掃が行き届いていることも考慮し、判断する。
	下水道工事	<input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 <input type="checkbox"/> クラックがない。 <input type="checkbox"/> 残土等は適切に処理されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
	上記以外の工事 又は 合併工事	<input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由：		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
		※ 該当工種からの調査事項で調査し、最大調査項目は5項目とする。			

1. 出来形及び品質のばらつきの考え  
〔管理図の場合〕

(上・下限値がある場合)

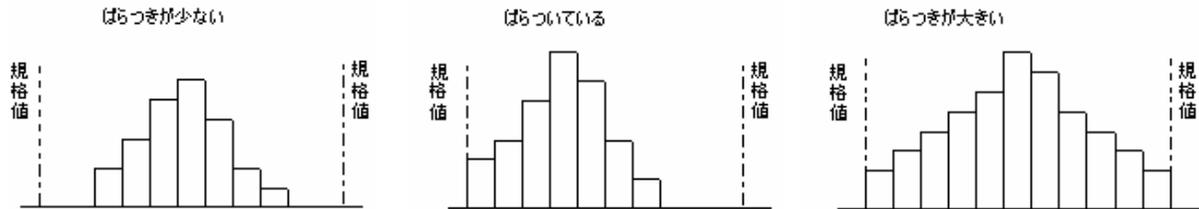


(下限値のみの場合)



※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

〔度数表または、ヒストグラムの場合〕



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、C評価と
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。

4. その他

- ・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- ・「4. 高度技術」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

1 工事名 \_\_\_\_\_ 工事  
 2 工期 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
 3 施工業者 \_\_\_\_\_

事務所名: \_\_\_\_\_  
 監督職員名: \_\_\_\_\_

- ① 「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。  
 ② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□に「レ」マークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。  
 ③ 用語の定義については、契約後:当初契約後、変更後:工期内に行なう契約変更後とする。

項 考 目 査	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)						備考 指示事項及び是正状況		
				着手前	施工中						完成時	
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	○契約工程表	・契約締結の5日以内に、契約工程表が提出された。(契約後、変更後)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		○工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。(契約後、変更後、完成時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
		○品質証明	・品質証明に関する資料を書面で提出した。(契約後、変更後)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
			・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。(検査の前等)		( / ) □							
			・品質証明は、出来形、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。(品質証明実施時)		( / ) □							
		○建設業退職金 共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。(契約後、増額変更後)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。(施工時1回程度)		( / ) □							
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。(施工時1回程度)		( / ) □							
		○施工体制台 帳、施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。(施工時の当初、変更)		( / ) □							
			・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。(施工時の当初、変更時)		( / ) □							
			・施工体制台帳に、下請負金額を記入している。(施工時の当初、変更時)		( / ) □							
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。(施工時の当初、変更時)		( / ) □							
	・施工体系図に記載のない業者が作業していない。(施工時1回/月程度)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □					







審査項目	採点者 細別	監督員	監督員	監督員	監督員	監督員
		a	b	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般	—	施工体制が適切である	普通である	施工体制がやや不備である	施工体制が不備であり、文書により改善指示を行った
	II 配置技術者 〔現場代理人、主任技術者の能力〕	非常に優れている	やや優れている	普通である	多少不足している	技術者の配置が不備であり、文書により改善指示を行った
2 施工状況	I 施工管理	—	施工管理が適切である	普通である	施工管理がやや不備である	契約図書に基づく施工上の義務につき、文書により改善指示を行った
	II 工程管理	工程管理が非常に優れていた	工程管理がやや優れていた	普通である	自主的な工程管理がなされず、文書により改善指示を行った	請負者の責により工期内に工事を完成させなかった
	III 安全対策	工事中の安全管理や保安施設の整備が非常に優れていた	工事中の安全管理に留意し、保安施設の整備もやや優れていた	普通である	安全管理に関する現場管理が不適切であった	安全対策の不備により事故が起こった
	IV 対外関係 〔・関連機関、関連工事、地元との調整 ・苦情に対する対応〕	対外関係に対する対応が非常に優れていた	対外関係に対する対応がやや優れていた	普通である	請負者の対応による苦情が多かった。またはトラブルがあった	関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、工事全体の進捗に支障が生じた
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	出来形が規格値を満足しており、ばらつきが特に小さい（規格値の概ね50%以内）	出来形が規格値を満足しており、ばらつきがやや小さい（規格値の概ね80%以内）	出来形が規格値を満足しており、aおよびbに該当しない	出来形が規格値を満足せず、文書による改善指示を行った	出来形が規格値を満足せず、契約書第17条第2項に基づく破壊検査を行った
	II 品質	品質関係の試験結果が規格値を満足しており、ばらつきが特に小さい（規格値の概ね50%以内）	品質関係の試験結果が規格値を満足しており、ばらつきがやや小さい（規格値の概ね80%以内）	品質関係の試験結果が規格値を満足しており、aおよびbに該当しない	品質関係の試験結果が規格値を満足せず、文書による改善指示を行った	品質関係の試験結果が規格値を満足せず、契約書第17条第2項に基づく破壊検査を行った

※県産品、県認定リサイクル製品については、別紙4⑦を使用

審査項目	細別	採点者		a		b		c		d		e	
		検査員	課長等	検査員	課長等	検査員	課長等	検査員	課長等	検査員	課長等	検査員	課長等
2 施工状況	I 施工管理			施工管理が非常に優れている		施工管理がやや優れている		普通である		施工管理がやや不備である		施工管理が不備である	
	II 工程管理			工程管理が非常に優れている		工程管理がやや優れている		普通である		工程管理がやや不備である		工程管理が不備である	
	III 安全対策			安全対策が非常に優れている		安全対策がやや優れている		普通である		安全対策がやや不備である		安全対策が不備である	
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形			出来形が規格値を満足しており、ばらつきが特に小さい(規格値の概ね50%以内)		出来形が規格値を満足しており、ばらつきがやや小さい(規格値の概ね80%以内)		出来形が規格値を満足しており、aおよびbに該当しない		出来形が規格値を満足せず、文書による改善指示を行った		出来形が規格値を満足せず、契約書第17条第2項に基づく破壊検査を行った	
	II 品質			品質関係の試験結果が規格値を満足しており、ばらつきが特に小さい(規格値の概ね50%以内)		品質関係の試験結果が規格値を満足しており、ばらつきがやや小さい(規格値の概ね80%以内)		品質関係の試験結果が規格値を満足しており、aおよびbに該当しない		品質関係の試験結果が規格値を満足せず、文書による改善指示を行った		品質関係の試験結果が規格値を満足せず、契約書第17条第2項に基づく破壊検査を行った	
	III 出来ばえ			仕上がりが非常にきめ細かく、全体的な美観が特に良い		仕上がりがきめ細かく、全体的な美観がやや良い		普通である		仕上がりが悪く、全体的に美観が悪い		—	
7 社会性等	I 地域への貢献度			地域への貢献が非常に優れている		地域への貢献がやや優れている		普通である		—		—	

※法令遵守については別紙5②を使用